

監査結果の報告について

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を、次のとおり公表する。

令和3年2月8日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	渡	辺		元
同	中	野	信	吾

1 監査のテーマ

自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理等について

2 監査の対象

- (1) AEDを設置している施設や大規模イベントなどを所管する部課等
- (2) AEDの設置及び管理等を所管する課（消防本部救急救命課）

3 監査の期間

令和2年6月から令和3年1月まで

4 監査の方法

監査の対象となるAEDの設置及び管理等について、調査票による照会、関係書類等の調査及びAED設置施設の現地調査等により実施した。

5 監査の結果

別冊報告書のとおり

令和 2 年 度

行政 監 査 報 告 書

「自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理等について」



山形市 監 査 委 員

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施した結果は、次のとおりである。

令和3年2月5日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	渡	辺		元
同	中	野	信	吾

目 次

第1	行政監査について	1
第2	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象	1
4	監査の期間	1
5	監査の実施方法	2
6	監査の主な着眼点	2
	予備監査対象施設等一覧	3
第3	監査の意見	4
第4	監査の結果	7
1	AEDの管理は適切に行われているか（着眼点1）	7
(1)	AEDの日常点検を実施していなかったもの	7
(2)	AEDのインジケータ表示が確認できなかったもの	8
(3)	AEDの日常点検を実施しているが、記録していなかったもの	9
(4)	電極パッド（成人用）の使用期限が切れていたもの	11
(5)	備品シールが貼付されていないなかったもの	11
2	AEDの設置場所及び表示は適切か（着眼点2）	11
(1)	施設の入口に、AEDを設置している施設である表示がなかったもの	11
(2)	施設内に、AEDの設置場所まで誘導する案内表示をすることが望ましいもの	12
3	設置施設関係者に対するAEDの操作方法等の講習等を行っているか（着眼点3）	15
4	AED設置施設関係者はAEDの操作方法等の講習等を受講しているか（着眼点4）	15
5	指定管理施設等におけるAEDの管理等は適切に行われているか（着眼点5）	15
6	AEDの設置情報は、市民へ適切に提供されているか（着眼点6）	16
7	大規模イベントにおけるAED配置等について	17
8	山形市におけるAED使用実績	18
第5	予備調査の結果	19

1	施設の概要及びAEDの設置状況等について	19
(1)	施設の種類	19
(2)	指定管理者制度導入の有無	20
(3)	AEDの設置者	20
(4)	取得方法	20
(5)	設置台数（令和2年6月1日現在）	21
(6)	当初設置（取得）年月	21
(7)	現在設置している機種の種類（取得）年月	21
(8)	設置場所	22
(9)	建物外でのAED設置の表示	22
(10)	建物内でのAED設置場所の案内表示	23
(11)	AEDの耐用年数	23
(12)	AEDの小児への対応	23
2	AEDの管理状況について	24
(13)	「AEDの適正配置に関するガイドライン」の内容について	24
(14)	日常点検マニュアルの有無	24
(15)	日常点検者の有無	24
(16)	日常点検記録の有無	25
(17)	AEDの本体のインジケータランプの点検頻度	25
(18)	電極パッドの交換時期を表示したラベルの貼付	26
(19)	バッテリーの交換時期を表示したラベルの貼付	26
(20)	交換時期を超過した電極パッド又はバッテリーの有無	26
(21)	令和元年度における施設でのAED使用実績の有無	27
(22)	指定管理者制度導入施設における協定書又は仕様書等への日常点検の記載について	27
(23)	AEDの設置・管理等について指定管理者から市への報告について	27
3	AEDの操作に係る研修状況について	28
(24)	職員等の人数及び講習会受講者数（消防職・医療職を除く）	28
(25)	施設独自の講習会の実施	28
(26)	消防本部救急救命課が実施した講習会実施回数及び延べ参加人数	28
4	市民へのAEDの設置情報の提供について	29

(27)	一般財団法人日本救急医療財団ホームページへの登録について	29
(28)	施設近隣地域のAEDマップ等について	29
5	大規模イベント開催時におけるAEDの設置状況等	29
(29)	イベント開催時におけるAED設置の有無	29
(30)	AEDの設置者	30
(31)	取得方法	30
(32)	AEDの小児への対応	30
(33)	「AEDの適正配置に関するガイドライン」の内容について	31
(34)	令和元年度におけるイベントでのAED使用実績の有無	31

第1 行政監査について

行政監査は、特定の事務事業について、その能率性、効率性及び合理性（地方自治法第2条第14項及び第15項）並びに適法性（地方自治法施行令第140条の6）に主眼を置き、公正で効率的な行政運営を確保するために実施するものである。

本市では毎年度1テーマを選定し、定例監査とは別に、独立した形で実施している。

第2 監査の概要

1 監査のテーマ

自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理等について

2 監査の目的

自動体外式除細動器(以下「AED」という。)は、心臓に電気ショックを与え、正常な心臓の動きを取り戻すために用いる医療機器であり、心停止者に対する救命活動時に使用される。

平成16年7月に国により一般市民によるAEDの使用が認められて以降、市有施設等に設置が進められている。

市有施設等におけるAEDの設置等について、平成19年1月に「AED(自動体外式除細動器)の配備等に係る基本方針」が策定され、教育委員会においては、平成26年11月に「危険等発生時(心停止)における心肺蘇生及びAEDの活用の指針」が作成されている。

このことから、AEDを設置している市有施設等におけるAEDの維持管理、設置場所、及び設置場所の周知方法並びに操作方法等を含む講習等の実施等の現状を把握するとともに、今後のAEDに係るハードとソフト両面の環境整備の向上に資することを目的とする。

3 監査の対象

- (1) AEDを設置している施設や大規模イベントなどを所管する部課等
- (2) AEDの設置及び管理等を所管する課(消防本部救急救命課)

4 監査の期間

令和2年6月から令和3年1月まで

5 監査の実施方法

監査の対象となる施設等を調査把握するため、予備調査としてAEDを設置している施設や大規模イベントなどを所管する課等に対して調査票による調査を行った結果、16部等の34課等から156施設、大規模イベント10件の回答があった。回答施設数及び大規模イベント数の15%程度を目途とし、各部毎の回答数や施設の種類を勘案して26件を抽出し、関係書類等に基づき監査（予備監査）するとともに、AED設置施設の現地調査を行った。なお、現地調査は令和2年10月20日から11月10日に実施した。

6 監査の主な着眼点

- (1) AEDの管理は適切に行われているか。
- (2) AEDの設置場所及び表示は適切か。
- (3) 設置施設関係者に対するAEDの操作方法等の講習等を行っているか。
- (4) AED設置施設関係者はAEDの操作方法等の講習等を受講しているか。
- (5) 指定管理施設等におけるAEDの管理等は適切に行われているか。
- (6) AEDの設置情報は、市民へ適切に提供されているか。

予備監査対象施設等一覧

No.	施設等名	設置台数	所管部課等名
1	山形市楯山コミュニティセンター※	1台	総務部広報課
2	山形市滝山コミュニティセンター※	1台	総務部広報課
3	山形市高瀬コミュニティセンター※	1台	総務部広報課
4	山形市役所	2台	財政部管財課
5	最上義光歴史館※	1台	企画調整部文化振興課
6	山形市総合福祉センター※	1台	福祉推進部生活福祉課
7	山形市特別養護老人ホーム菅沢荘※	1台	福祉推進部長寿支援課
8	つばさ保育園	1台	こども未来部こども未来課
9	べにっこひろば※	1台	こども未来部こども未来課
10	山形まるごと館紅の蔵※	1台	商工観光部山形ブランド推進課
11	山形国際交流プラザ※	1台	商工観光部観光戦略課
12	山形市馬見ヶ崎プール※	1台	まちづくり政策部公園緑地課
13	山形市大手町駐車場※	1台	都市整備部道路維持課
14	山形市消防本部	1台	消防本部救急救命課
15	山形市霞城公民館	1台	教育委員会社会教育青少年課
16	山形市総合スポーツセンター※	6台	教育委員会スポーツ保健課
17	山形市立第五小学校	2台	教育委員会スポーツ保健課
18	山形市立第九小学校	2台	教育委員会スポーツ保健課
19	山形市立西小学校	2台	教育委員会スポーツ保健課
20	山形市立東沢小学校	2台	教育委員会スポーツ保健課
21	山形市立第二中学校	2台	教育委員会スポーツ保健課
22	山形市立第七中学校	2台	教育委員会スポーツ保健課
23	山形市立図書館	1台	教育委員会図書館
24	山形市立商業高等学校	4台	教育委員会商業高等学校
25	山形花笠まつり*	3台	商工観光部観光戦略課
26	山形まるごとマラソン*	10台	教育委員会スポーツ保健課

※印は指定管理施設等である。

*印は大規模イベントである。

第3 監査の意見

今回の行政監査は、AEDを設置している市有施設等におけるAEDの維持管理、設置場所、及び設置場所の周知方法並びに操作方法等を含む講習等の実施等の現状を把握するとともに、今後のAEDに係るハードとソフト両面の環境整備の向上に資することを目的として実施したところである。

着眼点ごとの意見は下記のとおりである。

○着眼点1 AEDの管理は適切に行われているか

予備調査の集計結果において、AEDの本体のインジケータランプの点検頻度について、「実施していない」と回答した施設が18件、11.1%あった。

また、AEDを設置している各施設においては、AEDを使用した際、速やかに消耗品等を補充する手だてを講じ、AEDを常に正常な状態で使用できるよう管理する必要があるが、現地調査では、使用期限の切れた消耗品等が見受けられた。

市有施設に設置されているAEDの多くは、救急救命課において一括してAED賃貸借契約事務を行っており、賃貸借契約仕様書では、AEDセットの導入時に、設置事業者は施設等の職員に対し、①機器および消耗品・付属品の使用方法について、②保守体制・サポートについて、③日常点検について、説明等を行うこととしている。これを受け、施設等の職員は設置事業者の説明に従い、日常点検を実施することになるが、その他購入して配備している施設を含め、設置されたAEDを実際に使用することを想定し、電極パッドやバッテリーの交換時期等の把握と日常点検等により、適切な管理に努められたい。

○着眼点2 AEDの設置場所及び表示は適切か

AEDを有効に活用し、救命の効果を高めるには、心停止から5分以内にAEDの装着ができる体制が望まれるため、適切な場所に設置し、その位置を分かりやすく表示する必要がある。

規模が大きく、多くの人が利用する施設において、AEDの設置場所まで誘導する案内表示がないものが見受けられた。緊急時を想定し、施設の職員のみならず、居合わせた人にも設置場所が容易に把握できるように表示することを検討されたい。

○着眼点3 設置施設関係者に対するAEDの操作方法等の講習等を行っているか

救急救命課が、令和元年度中に実施したAEDの操作方法等の講習会は、事業所・学校関係・各種団体等を対象とし、実施回数171回、受講者数は延べ4,444人であった。受講団体別では、講習会実施回数の84.2%が事業所及び各種団体等の市民を対象とした講習会となっており、AEDの操作方法等について幅広い普及をめざし、努力されている。

○着眼点4 AED設置施設関係者はAEDの操作方法等の講習等を受講しているか

予備監査対象施設においては、全ての施設で講習会を受講した職員がいる状況であった。しかしながら、AEDを使用する事態が発生した際に、受講した職員が不在であるといった状況も想定されるため、今後も引き続き受講率の向上に取り組まれない。

○着眼点5 指定管理施設等におけるAEDの管理等は適切に行われているか

現地調査を行った施設では、全てAEDは使用可能な状態にあり、施設利用者のわかりやすい場所に設置され、表示されていた。また、前述のとおりAED操作方法等の講習を受講している職員等が配置されていた。

予備調査の結果では、AEDを設置している施設の中で、指定管理者制度を導入している施設が37件(23.7%)あり、うち16件(43.2%)が協定書又は仕様書等において日常点検の実施について明記されていない状況となっている。指定管理施設や運営等業務委託施設においては、協定書や仕様書または契約書に、AEDの管理等について記載し、適切に管理する体制を整えることが望ましい。

○着眼点6 AEDの設置情報は、市民へ適切に提供されているか

ガイドラインに基づき、一般財団法人日本救急医療財団や山形市のホームページにAEDの設置情報が掲載されている。予備調査の段階では同財団のホームページへの登録について「登録していない」もしくは「わからない」と回答した台数が65台(28.0%)あった。市のホームページにリンクが張られた、同財団のAEDマップに掲載されている市有施設のAED設置場所の表示は、山形市消防本部が把握している情報に基づいているものである。救急救命課においては、市民に対する適切なAEDの設置情報の提供という観点において、AEDの設置場所や設置台数に新設・変更・廃止があった場合、随時AEDマップの情報を更新することが望まれる。緊急時に速やかに正確なAEDの設置場所を認識してもらうため、今後も検討を進められたい。

なお、施設によっては近隣地域のAEDマップ等を独自に作成又は掲示している施設もあるので、より多くの市民へ情報を提供する手段として参考にされたい。

本市においては平成19年1月に「AED(自動体外式除細動器)の配備等に係る基本方針」を策定し、市有施設等において、AEDの配備を進めるとともに、市民への啓発等を進めてきた。

そのなかで平成26年に学校管理下において、拡張型心筋症による心室細動により死亡するという大変痛ましい事故が発生した。その際、最寄りのAEDは昇降口内に設置されていたが、昇降口は夜間で施錠してあったため、使用することができない状況であったことが報告されている。これを受け、教育委員会では、平成26年11月、学校管理下において傷病者が発生した場合のうち、「心停止」に焦点化した「危険等発生時（心停止）における心肺蘇生及びAED活用の指針」を作成している。今回の予備監査において、当該指針の認識を学校に確認したところ、認識が不十分である学校も見受けられたところである。指針には、「AEDの設置場所と管理の徹底」について、学校保健安全法の視点を含め、具体的に記載されている。小中高等学校においては、児童生徒の安全の確保のために、AEDがいつでも利用できるような体制となっているか改めて指針を確認していただきたい。

また、教育委員会では、市民の生涯学習の振興と健康の増進に寄与することを目的として、小中学校の体育館や特別教室等を開放する事業を実施している。小中学校では、社会体育におけるAEDの使用も想定して体育館にも設置しているが、施設の状況によっては、特別教室等及びグラウンドのみの使用の際、施錠された体育館や職員室などAEDが設置された場所に立ち入れない状況も想定される。他の市有施設においても同様に、AEDは外気温の変化等が機器に悪影響を与えるため屋外に設置することが難しいことなどから、設置場所が制限され、AED設置施設を利用していてもアクセスできない状況が発生しうる。屋外を含め、施設の貸し出し中においてAEDが必要となった場合、いつでも利用可能な環境となるよう、各市有施設の特性に応じた対応を検討されたい。

救急救命課においては令和元年度からAED貸借契約事務を所管しており、応急手当の普及啓発を統括する所管課として、AEDの適正な配備数の確認、日常点検や管理等についてさらなる施設への指導・周知が期待される。今後も取り組み意識の向上に努められたい。

今回の監査で、山形市の施設及び関連イベントにおいては、令和元年度において6件のAED使用例があった。この件数は決して少ないものとは言えず、AEDが必要となる状況が、市民生活と隣り合わせに存在していることを改めて示しているものとする。

救うことのできる命を目の前にした時、市民誰もが行動できるよう、今後ともAEDの適切な配備と管理、さらには操作方法等についての啓発を一層推進されるよう望むものである。

第4 監査の結果

対象とした26施設等について、着眼点ごとの監査の結果は次のとおりである。

本報告において、通知等の略語は次のとおりとした。

厚生労働省通知1・・・平成16年7月1日厚生労働省医政局長通知

「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」

厚生労働省通知2・・・平成21年4月16日厚生労働省医政局長通知

「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」

厚生労働省通知3・・・平成27年8月25日厚生労働省医政局長通知

「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について」

ガイドライン・・・令和元年5月17日厚生労働省医政局長通知

「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインの補訂について」

基本方針・・・平成19年1月 山形市作成

「AED（自動体外式除細動器）の配備等に係る基本方針」

1 AEDの管理は適切に行われているか（着眼点1）

(1) AEDの日常点検を実施していなかったもの

No.	施設名	設置場所
18	山形市立第九小学校	職員室（室外・廊下側）、屋内運動場
21	山形市立第二中学校	通路

AEDの設置者は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検を実施することとしている（厚生労働省通知2）。

点検担当者は、AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録することとなっている。また、消耗品の管理としてAEDに取り付けられている電極パッドやバッテリーの交換時期、使用期限等を日頃から把握し、適切に交換する必要があるものとされている（厚生労働省通知2）。

なお、AEDは本体にプログラムされた自己診断機能により、毎日、毎週、毎月のサイクルで自動的に機能チェックを行っている。設置者は各施設で設置しているAEDの機種に応じて、説明書に記載された頻度に従い日常点検を行うことになる。

点検担当者を配置し、日常点検を実施されたい。

(2) AEDのインジケータ表示が確認できなかったもの

No.	施設名	設置場所
18	山形市立第九小学校	職員室（室外・廊下側）
22	山形市立第七中学校	職員室（室内）

前述のとおり、点検担当者は、AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認することになっている。

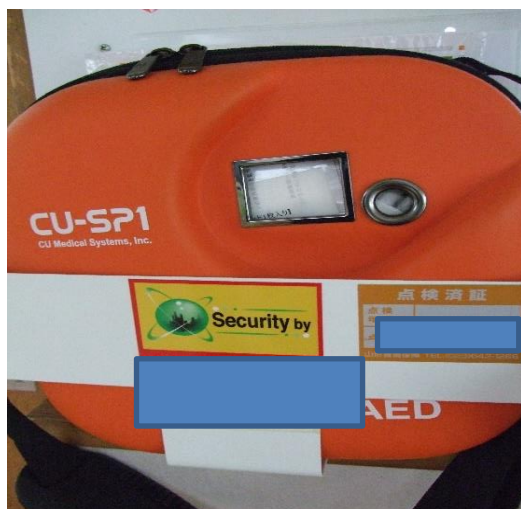
しかしながら、AED本体に収納されている書類等によって表示が隠れてしまっており、インジケータランプの表示が確認できない状態にあるものがあった。[写真1]

（正常な表示の事例は [写真2]）

AEDのインジケータランプの表示は常に確認できるように、管理されたい。

[写真1]

インジケータ表示が確認できなかったもの



窓とインジケータランプとの間に書類等があり確認できない

[写真2]

インジケータ表示が確認できたもの



窓から正常である「○」が確認できる

(3) AEDの日常点検を実施しているが、記録していなかったもの

No.	施設名	設置場所
5	最上義光歴史館	事務室（室外・廊下側）
10	山形まるごと館紅の蔵	廊下
12	山形市馬見ヶ崎プール	事務室（室内）
13	山形市大手町駐車場	事務室（室外・廊下側）
15	山形市霞城公民館	事務室（室外・廊下側）
17	山形市立第五小学校	職員室（室内）、屋内運動場
19	山形市立西小学校	職員室（室内）、屋内運動場
20	山形市立東沢小学校	屋内運動場
23	山形市立図書館	玄関出入口（屋内）

(1)で記述のとおり、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録することとなっているが、点検結果の記録をしていない施設があった。[写真3]

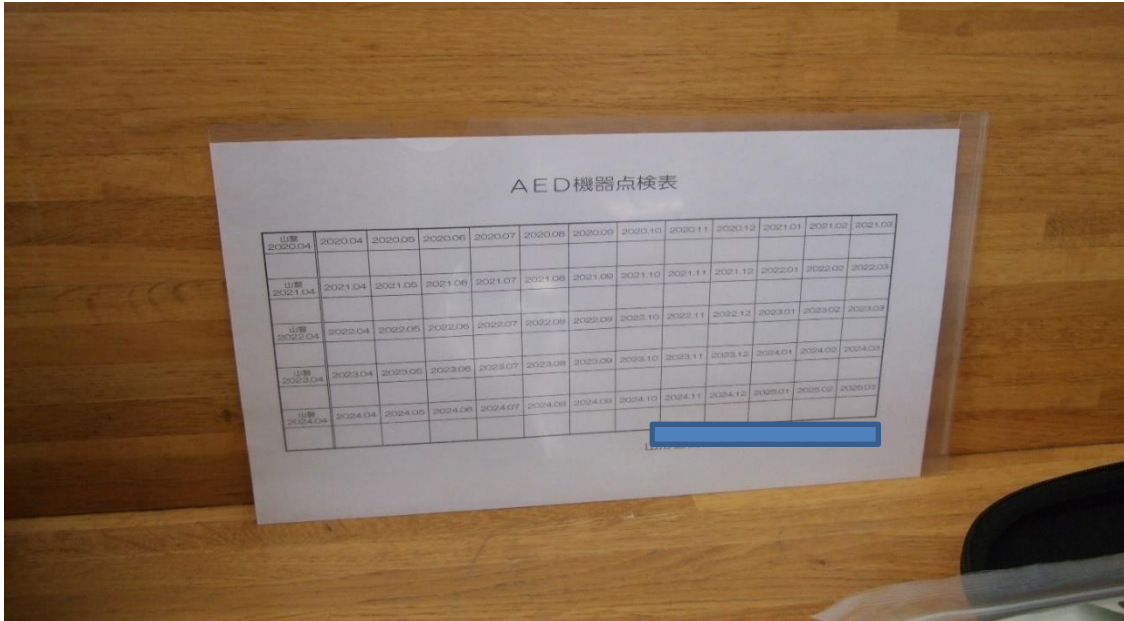
点検結果の記録については、インジケータのランプの色や画面の表示等により使用可能な状態であるかを記載する（例えば丸印を付けるなど）のみで十分であり、また、決められた様式はなく、カレンダーに丸印を記入するのみでもよいとされている（厚生労働省「AEDの適切な実施に係るQ&A」）。

（日常点検チェックリスト活用事例は [写真4]）

日常点検の結果については、目視のみならず、記録するよう改められたい。

[写真3]

日常点検チェックリストが活用されていなかった事例



[写真4]

日常点検チェックリストの活用事例



(4) 電極パッド（成人用）の使用期限が切れていたもの

No.	施設名	設置場所
16	山形市総合スポーツセンター	玄関出入口（屋内）

No.16 山形市総合スポーツセンターの玄関出入口（屋内）に設置されているAEDに付属している、予備電極パッドの使用期限（使用期限 2020-05-31）が切れていた。

当該AEDは、令和元年10月6日に行われた、No.26 山形まるごとマラソンで、参加者に使用した経緯があり、AED使用後の翌日に、事業者が代替AEDを配置し、2日後に電極パッド等を補充した状態で従来のAEDを配置していた。これは、当該AEDは山形市が集合契約※をしており、仕様書では「実使用時の使用消耗品の補充及び電極パッドとバッテリーの定期交換は事業者が実施すること」に基づき行われたものである。

（※集合契約とは、複数課にある同種同様の契約業務をまとめて処理する契約方法。市全体のコスト縮減、契約事務量の軽減等を図っている。）

(5) 備品シールが貼付されていなかったもの

No.	施設名	設置場所
10	山形まるごと館紅の蔵	廊下

今回の予備監査で備品登録をしているのは1台であったが、備品シールが貼付されていなかった。備品管理は、適正に行われたい。

2 AEDの設置場所及び表示は適切か（着眼点2）

(1) 施設の入口に、AEDを設置している施設である表示がなかったもの

No.	施設名	設置場所
5	最上義光歴史館	事務室（室外・廊下側）
10	山形まるごと館紅の蔵	廊下
14	山形市消防本部	事務室（室内）

(2) 施設内に、AEDの設置場所まで誘導する案内表示をすることが望ましいもの

No.	施設名	設置場所
2	山形市滝山コミュニティセンター	玄関出入口（屋内）
4	山形市役所	事務室（室内）
1 1	山形国際交流プラザ	玄関出入口（屋内）
1 2	山形市馬見ヶ崎プール	事務室（室内）
1 6	山形市総合スポーツセンター	玄関出入口（屋内）、事務室（室内）、屋外プール、屋内プール、合宿所、テニスコート

厚生労働省通知3には、AEDを有効に使用するための表示に係る必要な整備について、AEDが必要な時に、AEDを設置している場所にたどり着けるよう、施設の入口においてはステッカーを表示すること、施設内ではAEDの設置場所まで誘導する案内表示を置くことなどの取り組みをすることが記載されている。さらに、ガイドラインにおいては、心停止発生から長くても5分以内にAEDの装着ができる体制が望まれるため、AEDの配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、あるいは位置案内のサインボードなどを適切に掲示することが求められるとしている。

（設置表示例は [写真5] [写真6]）

AEDは緊急時に、一般人も使用することが想定されている。そのため、施設の規模が大きく、緊急時においてAEDの設置場所を容易に見つけることが難しい施設においては、施設内にAEDの設置場所まで誘導する案内表示をすることが望ましい。

（案内表示例は [写真7] [写真8]）。

[写真5]

入口のAED設置施設表示例



[写真6]

入口のAED設置施設表示例



[写真7]

案内表示例



[表示場所：1階廊下]

[写真8]

案内表示例



[表示場所：昇降口]

3 設置施設関係者に対するAEDの操作方法等の講習等を行っているか（着眼点3）

救急救命課が、令和元年度中に実施したAEDの操作方法等の講習会は、事業所・学校関係・各種団体等を対象とし、実施回数171回、受講者数は延べ4,444人であった。受講団体別では、講習会実施回数の84.2%が事業所及び各種団体等の市民を対象とした講習会であった。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月は講習会を中止せざるを得ない状況であったが、毎年、AED操作方法等を含めた応急手当講習会を計画的に実施している。また、令和2年7月以降、調査時までにおいては、新型コロナウイルス感染症対策を講じた応急手当講習会を実施していた。

4 AED設置施設関係者はAEDの操作方法等の講習等を受講しているか（着眼点4）

ガイドラインにおいては、AED設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、日頃から施設内の最寄りのAED設置場所を把握しておくとともに、AEDを含む心肺蘇生の訓練を行うことが望まれるとされている。予備調査の集計では、正職員・会計年度任用職員・委託事業者等のうち、73.8%が受講しており、これは、予備監査対象施設においては、すべての施設にAED操作方法等を受講している職員等がいる状況であった。しかしながら、AEDを使用する事態が発生した際に、訓練を受けた職員が不在であるといった状況も想定されるため、今後も引き続き受講率の向上に取り組まれない。

また、複数の施設を管理している指定管理者において、所管する施設の全職員を対象として独自に毎年1回の講習を実施し、受講率の向上を図っている事例もあった。各施設において定期的な講習等の受講により、適切な知識の習得に努められたい。

5 指定管理施設等におけるAEDの管理等は適切に行われているか（着眼点5）

予備監査対象施設のうち、指定管理者制度導入施設は8施設あり、運営等業務委託施設は4施設あった。指定管理施設のうち、7施設の管理運営業務仕様書には、「AEDを常時使用可能な状態に保つこと、施設利用者にわかりやすい場所に設置し表示すること、使用方法を含む救急救命方法等の知識・技能を職員に習得させること」の旨が記載されていた。

現地調査では全ての施設においてAEDは使用可能な状態にあり、施設利用者のわかりやすい場所に設置され、表示されていた。また、前述のとおりAED操作方法等の講習を受講

している職員等が配置されていた。

運営等業務委託施設のうち、コミュニティセンターの委託契約書にはAEDに関する記載は無いが、所管課においてAED日常点検チェックリストを配布するとともに、AED操作方法等の講習会を開催していた。

6 AEDの設置情報は、市民へ適切に提供されているか（着眼点6）

ガイドラインにおいては、AEDを有効に機能させるために管轄地域のAED設置情報を把握し、適正配置に努めることが望ましく、また、地域のAED設置情報を積極的に一般財団法人日本救急医療財団や地方公共団体が運営するAEDマップに登録し、住民に情報提供することが望ましいと記載されている。山形市のホームページには市有施設関連に配備しているAED設置情報として設置施設名、設置場所、設置台数及び施設の住所が掲載されている。さらに、ホームページのトップページには一般財団法人日本救急医療財団のホームページへのリンクが張られ、市内に設置されているAEDの検索ができるようになっている。

予備調査の集計では、一般財団法人日本救急医療財団ホームページへの登録について、「登録している」と回答した台数は167台72.0%、「登録していない」と回答した台数は、49台21.1%、「わからない」と回答した台数が16台あった。市有施設に配置している全てのAED設置情報を登録することが望ましい。

また、施設独自の取組として、「施設近隣地域のAEDマップ等を作成又は掲示している」と回答した施設が32施設20.5%あった。

（施設近隣地域のAEDマップの作成事例は [写真9]）

施設近隣地域のAEDマップの例

[写真9]



[表示場所：小学校体育館入口付近]

7 大規模イベントにおけるAED配置等について

今回の行政監査では、令和元年度に実施した大規模イベントにおけるAED配備状況と市民への周知方法についても予備監査対象とし、書類の確認と所管課への聞き取りにより監査を実施した。

基本方針においては、市が関係するイベントについて、市医師会等からの借用等により、AEDを準備するとされている。また、ガイドラインにおいては、大規模な市民参加型マラソン大会で数多くの心停止が報告されているが、AEDが導入されていたため心拍が再開し生存者の数が増えてきており、そのため、参加者が5,000人を超えるようなマラソン大会では定点配置のみならず、伴走車や自転車隊などを利用したモバイルAED体制も有用であるとされている。

No.25山形花笠まつりでは、AEDを3カ所に配備し、広報用リーフレットにAED設置個所を明示し、広く周知していた。No.26山形まるごとマラソンでは、参加者が5,000人を超える大規模なマラソン大会であり、2カ所の救護所に3台、2人1組で7チームのAEDモバイル隊がコース全域をカバーする体制をとっていた。

8 山形市におけるAED使用実績

予備調査の結果では、令和元年度に6件のAED使用実績があった。

(1) 施設における使用実績

	施設の種類	状況等
①	福祉施設	意識消失のためAEDを装着したが、貧血のため電気ショックは必要とされなかった。
②	福祉施設	心肺停止のためAEDを装着、電気ショックを与え、その後救急搬送した。
③	福祉施設	医務室において看護師が対応した。AEDを装着したが、電気ショックは必要とされなかった。
④	スポーツ施設	下記「(2)イベントにおける使用実績」②に貸し出したものである。
⑤	小・中・高等学校	保健室で休憩中に意識が無くなった。呼吸が停止しているかどうかの判断ができなかったなかでAEDを装着したが、電気ショックは必要とされなかった。

(2) イベントにおける使用実績

	イベントの種類	状況等
①	観光イベント	イベント中に倒れたため、AEDを装着、電気ショックを与え、その後救急搬送した。
②	スポーツイベント	イベント後に倒れこみ、意識及び呼吸がなくAEDを装着、電気ショックを与え、その後救急搬送した。(上記「(1)施設における使用実績」④の施設に設置されているAEDを使用)

第5 予備調査の結果

AEDを設置している施設や大規模イベントなどを所管する課等に対して調査票による照会をした結果、回答のあった156施設、大規模イベント10件、調査項目ごとに集計すると、次のとおりである。

なお、表及び文中の割合は、小数点以下第2位を四捨五入し、同第1位までを記載している。表中の割合の合計については、一致しない場合がある。

1 施設の概要及びAEDの設置状況等について

(1) 施設の種類の種類

回答項目	施設数	割合
文化・観光施設	10	6.4%
スポーツ施設	12	7.7%
福祉施設	9	5.8%
児童福祉施設	16	10.3%
小・中・高等学校	50	32.1%
公民館・コミュニティセンター	28	17.9%
環境衛生施設	3	1.9%
病院	1	0.6%
消防	2	1.3%
市庁舎等	3	1.9%
駐車場・公園等	9	5.8%
その他	13	8.3%
合計	156	100.0%

小・中・高等学校が50施設（32.1%）、次いで公民館・コミュニティセンターが28施設（17.9%）であった。「その他」には、市民活動支援センターや学校給食センターなどを含んでいる。

(2) 指定管理者制度導入の有無

回答項目	施設数	割合
あり	37	23.7%
なし	119	76.3%
合計	156	100.0%

指定管理者制度導入「あり」は37施設（23.7%）、「なし」は119施設（76.3%）だった。

(3) AEDの設置者

回答項目	施設数	割合
市	145	92.4%
指定管理者	10	6.4%
その他	2	1.3%
合計	157	100.0%

市が145施設（92.4%）、指定管理者が10施設（6.4%）だった。「その他」は公営企業事業者（山形市上下水道部、山形市立病院済生館）となっている。

※複数項目に該当していると回答したものがあつたため、合計は156件を超える。

(4) 取得方法

回答項目	施設数	割合
購入	3	1.9%
賃貸借（個別契約）	20	12.7%
賃貸借（集合契約）	134	85.4%
その他	0	0.0%
合計	157	100.0%

賃貸借（集合契約）が134施設（85.4%）、次いで賃貸借（個別契約）が20施設（12.7%）だった。施設で「購入」が3施設（1.9%）あつた。

※複数項目に該当していると回答したものがあつたため、合計は156件を超える。

(5)設置台数（令和2年6月1日現在）

台数
232

令和2年6月1日現在、市が所管しているAEDの設置台数は232台だった（指定管理施設等を含む）。

(6)当初設置（取得）年月

回答項目	施設数	割合
平成16年度から24年度	117	75.0%
平成25年度から28年度	23	14.7%
平成29年度から30年度	6	3.8%
令和元年度	1	0.6%
令和2年度	5	3.2%
不明	4	2.6%
合計	156	100.0%

平成16年度から24年度に設置した施設数は117施設（75.0%）、次いで平成25年度から28年度に設置した施設数は23施設（14.7%）であった。市が所管している施設には平成28年度までで140施設（89.7%）がAEDを設置していた。

(7)現在設置している機種の種類（取得）年月

回答項目	台数	割合
平成16年度	3	1.3%
平成17年度から21年度	0	0.0%
平成22年度から28年度	16	6.9%
平成29年度から30年度	122	52.6%
令和元年度以降	91	39.2%
合計	232	100.0%

平成29年度から30年度に設置した台数が122台（52.6%）、令和元年度以降が91台（39.2%）だった。平成16年度に設置した台数は3台（1.3%）あった。

(8) 設置場所

回答項目	台数	割合
玄関出入口（屋内）	36	15.5%
玄関出入口（屋外）	0	0.0%
事務室・職員室等（室内）	38	16.4%
事務室・職員室等 （室外・廊下側）	57	24.6%
通路	21	9.1%
屋内運動場	42	18.1%
保健室（室内）	1	0.4%
保健室（室外）	4	1.7%
屋外	2	0.9%
その他	31	13.4%
合計	232	100.0%

事務室・職員室等（室外・廊下側）に設置台数が57台（24.6%）、次いで屋内運動場に設置台数が42台（18.1%）だった。玄関出入口（屋外）に設置台数は0台（0.0%）だった。

(9) 建物外でのAED設置の表示

回答項目	施設数	割合
あり	114	73.1%
なし	42	26.9%
合計	156	100.0%

建物外にAED設置の表示について、「あり」が114施設（73.1%）、「なし」が42施設（26.9%）あった。

(10) 建物内でのAED設置場所の案内表示

回答項目	施設数	割合
あり	135	86.5%
なし	21	13.5%
合計	156	100.0%

建物内にAED設置場所の案内表示について、「あり」が135施設（86.5%）、
「なし」が21施設（13.5%）だった。

(11) AEDの耐用年数

回答項目	台数	割合
4年	5	2.2%
5年～6年	51	22.0%
7年～8年	157	67.7%
9年以上	1	0.4%
不明	18	7.8%
合計	232	100.0%

AEDの耐用年数は7年～8年の台数が157台（67.7%）、5年～6年の台数が
51台（22.0%）だった。9年以上が1台（0.4%）あった。

(12) AEDの小児への対応

回答項目	台数	割合
対応している	222	95.7%
対応していない	9	3.9%
不明	1	0.4%
合計	232	100.0%

AEDが小児へ「対応している」のは222台（95.7%）、「対応していない」は9
台（3.9%）だった。

2 AEDの管理状況について

(13) 「AEDの適正配置に関するガイドライン」の内容について

回答項目	施設数	割合
認識している	151	96.8%
認識していない	5	3.2%
合計	156	100.0%

厚生労働省が通知しているガイドラインの内容について「認識している」施設は151施設（96.8%）、「認識していない」施設は5施設（3.2%）だった。

(14) 日常点検マニュアルの有無

回答項目	施設数	割合
あり	120	75.9%
なし	38	24.1%
合計	158	100.0%

日常点検マニュアルが「あり」と回答した施設は120施設（75.9%）、「なし」と回答した施設は38施設（24.1%）だった。

※複数台数を設置している施設において、複数回答したものがあつたため、合計は156件を超える。

(15) 日常点検者の有無

回答項目	施設数	割合
あり	125	79.1%
なし	33	20.9%
合計	158	100.0%

日常点検者の有無について、「あり」と回答した施設は125施設（79.1%）、「なし」と回答した施設は33施設（20.9%）あつた。

※複数台数を設置している施設において、複数回答したものがあつたため、合計は156件を超える。

(16) 日常点検記録の有無

回答項目	施設数	割合
あり	106	65.8%
なし	55	34.2%
合計	161	100.0%

AEDの日常点検記録の有無について、「あり」と回答した施設は106施設（65.8%）、
「なし」と回答した施設は55施設（34.2%）だった。

※複数台数を設置している施設において、複数回答したものがあつたため、合計は156件
を超える。

(17) AEDの本体のインジケータランプの点検頻度

回答項目	施設数	割合
毎日	46	28.4%
週1回	24	14.8%
月1回	41	25.3%
不定期	22	13.6%
実施していない	18	11.1%
その他	11	6.8%
合計	162	100.0%

インジケータランプの点検頻度は「毎日」実施している施設は46施設（28.4%）、次
いで「月1回」は41施設（25.3%）だった。「実施していない」施設は18施設
（11.1%）だった。「その他」には賃貸借業者の実施や学校安全点検時において実施等が
含まれている。

※複数台数を設置している施設において、複数回答したものがあつたため、合計は156件
を超える。

(18) 電極パッドの交換時期を表示したラベルの貼付

回答項目	台数	割合
貼付あり	217	93.5%
貼付なし	14	6.0%
不明	1	0.4%
合計	232	100.0%

電極パッドの次回交換時期を表示したラベルの貼付については、「貼付あり」と回答した台数は217台（93.5%）、「貼付なし」と回答した台数は14台（6.0%）あった。

(19) バッテリーの交換時期を表示したラベルの貼付

回答項目	台数	割合
貼付あり	192	82.8%
貼付なし	39	16.8%
不明	1	0.4%
合計	232	100.0%

バッテリーの次回交換時期を表示したラベルの貼付については、「貼付あり」と回答した台数は192台（82.8%）、「貼付なし」と回答した台数は39台（16.8%）あった。

(20) 交換時期を超過した電極パッド又はバッテリーの有無

回答項目	台数	割合
あり	0	0.0%
なし	231	99.6%
不明	1	0.4%
合計	232	100.0%

交換時期を超過した電極パッド又はバッテリーの有無について「なし」と回答した台数が231台（99.6%）あった。

(21) 令和元年度における施設でのAED使用実績の有無

回答項目	施設数	人数	割合
あり	4	5	2.6%
なし	152		97.4%
合計	156	5	100.0%

令和元年度において、AED使用実績のある施設は4施設（2.6%）あった。使用した人数は5人だった。

※「あり」と回答した施設数及び人数に市立病院は含まれていない。

(22) 指定管理者制度導入施設における協定書又は仕様書等への日常点検の記載について

回答項目	施設数	割合
明記されている	21	56.8%
明記されていない	16	43.2%
合計	37	100.0%

指定管理者制度導入施設において、協定書又は仕様書等への日常点検の記載について、「明記されている」施設は21施設（56.8%）、「明記されていない」施設は16施設（43.2%）あった。

(23) AEDの設置・管理等について指定管理者から市への報告について

回答項目	施設数	割合
求めている	19	51.4%
求めていない	18	48.6%
合計	37	100.0%

AEDの設置・管理等についての指定管理者から市への報告について、「求めている」施設は19施設（51.4%）、「求めていない」施設は18施設（48.6%）であった。

3 AEDの操作に係る研修状況について

(24) 職員等の人数及び講習会受講者数（消防職・医療職を除く）

回答項目	人数	割合	うち講習会 受講者数	受講割合 (回答項目別)
正職員	2, 123	60.3%	1, 750	82.4%
会計年度任用職員	575	16.3%	319	55.5%
委託事業者等	820	23.3%	526	64.1%
合計	3, 518	100.0%	2, 595	73.8%

AEDの操作に係る研修状況は、回答者数全体の73.8%が受講していた。

※委託事業者等のうち講習会受講者数には市立病院は含まれていない。

(25) 施設独自の講習会の実施

回答項目	施設数	割合
あり	89	57.1%
なし	67	42.9%
合計	156	100.0%

施設独自にAEDの操作に係る研修を実施している施設は89施設（57.1%）、実施していない施設は67施設（42.9%）あった。

(26) 消防本部救急救命課が実施した講習会実施回数及び延べ参加人数

回数	人数
171	4, 444

4 市民へのAEDの設置情報の提供について

(27) 一般財団法人日本救急医療財団ホームページへの登録について

回答項目	台数	割合
登録している	167	72.0%
登録していない	49	21.1%
わからない	16	6.9%
合計	232	100.0%

一般財団法人日本救急医療財団ホームページへの登録について、「登録している」台数が167台（72.0%）、「登録していない」台数は49台（21.1%）、「わからない」台数が16台（6.9%）あった。

※回答内容は各課等が調査票を作成した時点におけるものである。

(28) 施設近隣地域のAEDマップ等について

回答項目	施設数	割合
作成又は掲示している	32	20.5%
していない	124	79.5%
合計	156	100.0%

施設近隣地域のAEDマップ等について「作成又は掲示している」施設は32施設（20.5%）、「していない」施設は124施設（79.5%）だった。

5 大規模イベント開催時におけるAEDの設置状況等

(29) イベント開催時におけるAED設置の有無

回答項目	件数	割合
あり	8	80.0%
なし	2	20.0%
合計	10	100.0%

大規模イベント開催時におけるAEDの設置については、「あり」と回答した件数は8件（80.0%）、「なし」が2件（20.0%）だった。

(30) AEDの設置者

回答項目	件数	割合
市	2	22.2%
その他	7	77.8%
合計	9	100.0%

AEDの設置者は「市」が2件（22.2%）、「その他」が7件（77.8%）だった。「その他」には、イベント実行委員会や事務局等が含まれている。

(31) 取得方法

回答項目	件数	割合
購入	0	0.0%
賃貸借	7	77.8%
その他	2	22.2%
合計	9	100.0%

取得方法は、「賃貸借」が7件（77.8%）、「その他」は2件（22.2%）であった。「その他」には他課で所管しているAEDを借用する等が含まれている。

(32) AEDの小児への対応

回答項目	台数	割合
対応している	27	100.0%
対応していない	0	0.0%
合計	27	100.0%

小児への対応については、設置されている全てのAEDが「対応している」と回答していた。

(33) 「AEDの適正配置に関するガイドライン」の内容について

回答項目	件数	割合
認識している	8	80.0%
認識していない	0	0.0%
未回答	2	20.0%
合計	10	100.0%

厚生労働省が通知しているガイドラインの内容について「認識している」件数は8件（80.0%）であった。「未回答」件数は2件（20.0%）で、AEDを未設置と回答したイベント分である。

(34) 令和元年度におけるイベントでのAED使用実績の有無

回答項目	件数	割合
あり	2	25.0%
なし	6	75.0%
合計	8	100.0%

AED使用実績が「あり」と回答した件数は2件（25.0%）、「なし」と回答した件数は6件（75.0%）だった。